

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人 2024 年 4 月 8 日

令和6年度税制改正関連の消費税法基本通達の改正について

Executive Summary

令和6年度税制改正により導入されたプラットフォーム課税、及び改正された外国法人に対する事業者免税点制度の特例及び簡易課税制度の見直し等に関連し、消費税法基本通達の改正内容が令和6年4月1日に公表された。本ニュースレターでは、消費税法基本通達の主な改正内容について詳述する。なお、改正通達の適用時期は消費税法施行時期により異なる点に留意が必要である。

1. 特定新規設立法人の納税義務免除の特例の総収入金額の範囲について(令和6年10月1日適用)

特定新規設立法人の納税義務の免除の特例において、現行では国内の課税売上高が5億円超の法人等が直接又は間接に支配する法人として設立した資本金等1,000万円未満の法人である場合、課税事業者となるが(消法12の3①)、令和6年10月1日以後に開始する事業年度の判定においては、国外分を含む総収入金額が50億円を超える者が直接又は間接に支配する法人として設立した法人の場合にも課税事業者に該当するとされる(新消法(執筆日現在、未施行の消費税法。以下同じ)12の3)。この点、新消費税法基本通達(執筆日現在、未施行の消費税法基本通達。以下同じ)1-5-21の3において総収入金額の範囲が明らかになった。

(1) 総収入金額の範囲(新消基通 1-5-21の3)

「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」には、国内において行われる資産の譲渡等の対価に限らず、国外において行われる資産の譲渡等の対価や資産の譲渡等の対価以外の収入も含まれる。したがって、当該合計額には、例えば、損益計算書上の売上高、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの全ての収益の額が含まれる。

2. 外国法人に対する事業者免税点制度の特例等に関する改正項目(令和6年10月1日適用)

(1) 国外事業者に対する特定期間における課税売上高の特例について(新消基通 1-5-23(注)2)

特定期間(前事業年度の上半期)における国内の課税売上高の判定において、課税売上高の代わりに給与(居住者分)の合計額を用いることができるとされているが、課税期間の初日に国外事業者である場合には当該規定の適用は認められない旨明記された。

(2) 外国法人に適用する新設法人の特例と特定新規設立法人の特例の対象となる期間について (新消基通 1-5-15、同 1-5-15 の 2)

外国法人の場合は新設法人の特例並びに特定新規設立法人の特例の適用に当たり、基準期間がある場合であっても、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合(すなわち、当該基準期間

1

以降に日本における事業を開始した場合)、基準期間がないものとみなして各々の基準に基づき判定を行うこととされている (新消法 12 の 2③、新消法 12 の 3⑤)。

この点、消費税法基本通達において、当該事業を開始した事業年度に限らず当該事業を開始した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がないものとみなされる事業年度については、消費税法に定める基準に従って判定が必要になることが明らかとなった(新消基通 1-5-15、同 1-5-15 の 2)。

3. 国外事業者に係る簡易課税制度の見直し(令和6年10月1日適用)

その課税期間の初日において、所得税法又は法人税法に規定する恒久的施設を有しない国外事業者は簡易課税制度の適用を認めないこととされた(新消法 37)。この点につき消費税法基本通達で以下の点について補足説明がなされている。

(1) 恒久的施設の有無による国外事業者の簡易課税制度の適用関係 (新消基通 13-1-3 の 5)

その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者には簡易課税制度は適用されないことから、例えば、簡易課税制度選択届出書を提出している恒久的施設を有する国外事業者が、当該恒久的施設を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日の属する課税期間の翌課税期間について簡易課税制度が適用されないこととなる。

(2) 簡易課税制度選択届出書を提出することができる事業者 (新消基通 13-1-4)

当該課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であっても、当該課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については簡易課税制度は適用されないのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は恒久的施設を有しない国外事業者であっても可能である。

これは簡易課税制度を適用するためには簡易課税制度選択届出書の提出が必要となり、当該届出書の効力は、原則として、これを提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間でその基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である課税期間について生ずる。したがって、恒久的施設を有しない国外事業者が、翌課税期間以降に恒久的施設を有することとなる場合に簡易課税制度を適用するためには、前課税期間中に当該届出書の提出が必要となるため、恒久的施設を有しない国外事業者の期間であっても当該届出書の提出を認めることを念のため明らかにしたものと考えられる。

4. プラットフォーム課税に関連する改正(令和7年4月1日適用)

特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関して改正される新消費税法に伴い、消費税法基本通達も改正された。また、「プラットフォーム課税の対象となる電気通信利用役務の提供に係る対価の額等の明細書」、「特定プラットフォーム事業者の指定届出書」等の各種様式も明らかとなった。

(1) プラットフォーム事業者による国外事業者の判定(新消基通 5-8-8)

プラットフォーム事業者が新消費税法第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定を適用するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。以下(2)において同じ。)を行う事業者が国外事業者かどうかについては、例えば、当該事業者がプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合には、この判定方法は認められる。

(2) プラットフォーム事業者自身が行う電気通信利用役務の提供(新消基通 5-8-9)

プラットフォーム事業者が、他の事業者に提供するデジタルプラットフォームを用いて自ら電気通信利用役務の提供を行う場合のその電気通信利用役務の提供について、新消費税法第 15 条の 2 第 1 項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用はないことに留意が必要である。

また、この場合の当該電気通信利用役務の提供に係る対価の額は、同条第2項に規定するプラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額には含まないこととされる。

(3) 国外事業者が特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供のための課税仕入れに係る仕入れ 税額控除(新消基通 11-2-13)

国外事業者が行った課税仕入れであっても新消費税法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等又は新消費税法第15条の2第1項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の適用を受ける電気通信利用役務の提供(新消費税法第6条第1項《非課税》の規定により非課税とされるものを除く)のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。

5. その他改正(令和6年4月1日適用)

(1) 高額特定資産等を売却等した場合の消費税法第12条の4の適用関係(消基通1-5-22の2)

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加えられたが(消法12の4③)、当該金地金等を仕入れの後に売却等により処分したとしても、消費税法第12条の4第3項の規定は継続して適用される旨が明らかとなった。

(東京事務所 間接税サービス部門 纐纈 明美 佐川 美幸)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワ-名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email <u>tax.cs@tohmatsu.co.jp</u>

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、プロイト トーマッ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマッ コンサルティング合同会社、プロイト トーマッ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、プロイトトーマッ プループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、最終、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマッリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーグ")のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を限しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人は、それ ぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9 割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するプロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、 www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により 専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門 家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各 法人は、本資料に依拠するアドにより利用者が被った相条について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301